

## ○市川三郷町地域おこし協力隊事業実施要綱

平成 30 年 3 月 16 日

告示第 4 号

改正 令和 2 年 3 月 31 日告示第 5 号

改正 令和 3 年 3 月 31 日告示第 17 号

改正 令和 4 年 3 月 31 日告示第 3 号

改正 令和 7 年 3 月 31 日告示第 157 号

### (趣旨)

第 1 条 人口減少や高齢化の進行が懸念される本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域の活力の維持及び強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号総務事務次官通知）に基づき実施する市川三郷町地域おこし協力隊推進事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (活動の内容)

第 2 条 市川三郷町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 地域資源の発掘及び振興に関する活動
- (2) 地域の魅力情報発信業務の企画及び実施に関する活動
- (3) 移住・定住等の定住人口、及び交流人口拡大に関する事業
- (4) 地域コミュニティ活動及び地域おこしの支援に関する活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた活動

### (委嘱)

第 3 条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 都市地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）及び半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に基づく対象地域・指定地域を有する市町村（条件不利地域）以外の地域。）若しくは、一部の地域が条件不利地域である地域（以下「一部条件不利地域」という。）を有する市町村の条件不利区域（一部条例不利地域のうち、過疎地域自立促進特別措置法第 33 条第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域、山村振興法、離島振興法又は半島振興法に指定された地域をいう。）以外の区域、又は政令指定都市に生活の拠点を置く住民で、市川三郷町に住民票を異動させる者
- (2) 心身ともに健康で、地域の活性化のための活動に意欲と情熱があり、町内の定住を図ろうとする者

(委嘱期間)

第4条 隊員の委嘱期間は、1年以内とし、最長3年まで延長することができるものとする。

(地位)

第5条 隊員は町の委嘱を受け、活動等の対価として報償費の支給を受けるものとし、町若しくは業務受託者（以下「支援機関」という。）との雇用契約は存在しないものとする。

2 隊員は、町若しくは支援機関等の指示に従わなければならない。

(隊員の活動時間及び活動日数)

第6条 隊員の活動時間は、原則として1日あたり7時間45分以内とする。

2 隊員の活動日数は、原則として1ヵ月あたり20日とする。

3 前項の規定にかかわらず、町長は活動の内容において調整が必要と認める場合は、隊員の活動時間等を調整できるものとする。

(報償等)

第7条 隊員の報償は、予算の範囲内において原則月額291,000円以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、隊員の市川三郷町地域おこし協力隊の1ヵ月間の活動日数が20日に満たない場合は、1日当たり14,000円の日割り計算により支給するものとする。

(服務)

第8条 隊員は、常に誠意をもって任務に当たり、その活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報告)

第9条 隊員は、その活動内容を行った日ごとに市川三郷町地域おこし協力隊活動日誌（様式第1号）を作成し、責任者確認を受け、活動を行った日の属する月の翌月5日までに町長に報告しなければならない。ただし、3月においては31日に提出するものとする。

2 隊員は、毎月の活動の状況等を、市川三郷町地域おこし協力隊活動状況報告書（様式第2号）により町長に報告するものとする。

(活動の免除等)

第10条 町長は、隊員から申出があった場合で、協力隊事業の推進に支障がないと認めたときは、活動の一部を免除することができる。

2 隊員は、市川三郷町地域おこし協力隊の活動に支障がない範囲において、就業等ができるものとする。

3 隊員は、別表に定める休暇の原因に対し、報償の支給を受けて協力隊活動を行わぬことができる。

(解嘱)

第11条 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱するこ

とができる。

- (1) 隊員本人から解嘱の申出があった場合
- (2) 傷病、事故等により隊員が地域協力活動を継続できなくなった場合
- (3) 隊員に非行があった場合
- (4) 前号に掲げる場合を除くほか、隊員としてふさわしくないと認められる場合

(町の役割)

第12条 町長は、協力隊の活動を推進するため、次の各号に掲げる支援等を行うものとする。

- (1) 隊員の募集、委嘱
- (2) 隊員の活動に関する総合調整
- (3) 隊員の活動に関する情報発信
- (4) 隊員の活動に必要な経費の予算の範囲内の支給
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協力隊の円滑な活動に必要な事項

2 町長は、前項に規定する業務の一部について、当該業務を適切に行うことができると認められる支援機関等に委託することができるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第5号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第17号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年3月31日告示第3号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和7年3月31日告示第157号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

地域おこし協力隊の休暇の取扱い

休暇の原因	承認を与える期間
年末年始休暇	12月29日から翌1月3日まで
忌引	配偶者、1親等の直系尊属、1親等の直系卑属の場合 3日
傷病休暇	協力隊活動等に起因する傷病の場合協力隊活動等の期間 (3月31日を超えることはできない)
年次休暇	協力隊活動等期間中ひと月につき1日以内で、責任者の承認を受けた場合
特別休暇	その他責任者が必要と認め、町長が承認した期間

様式第1号（第9条関係）

市川三郷町地域おこし協力隊活動日誌

年　月分		隊員名		(印)
日　時	活動時間 〔日計/月累計〕		活動内容	確認印
( )	AM	～		
	PM	～		
	h	h		
( )	AM	～		
	PM	～		
	h	h		
( )	AM	～		
	PM	～		
	h	h		
( )	AM	～		
	PM	～		
	h	h		
( )	AM	～		
	PM	～		
	h	h		
( )	AM	～		
	PM	～		
	h	h		
( )	AM	～		
	PM	～		
	h	h		
( )	AM	～		
	PM	～		
	h	h		
( )	AM	～		
	PM	～		
	h	h		
( )	AM	～		
	PM	～		
	h	h		
( )	AM	～		
	PM	～		
	h	h		
( )	AM	～		
	PM	～		
	h	h		
( )	AM	～		
	PM	～		
	h	h		

様式第2号（第9条関係）

市川三郷町地域おこし協力隊活動状況報告書

隊員名

(印)

年　月分

項目	活動内容等
【取組内容】	
【地域活動】	
【定住への取組】 ※活動終了後の定住に向けた取組に関する活動	
【情報発信】 ※活動状況や成果の情報発信内容	